

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 2019年度監査報告について

2020年5月6日

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
会長 岡本 和久様

監事 伊地知 正治
監事 芝 拓哉

監査報告書の提出について

本会定款第42条 監事監査等に関する規程に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以上

2019年度 監査報告書

本会監事 伊地知正治、同 芝拓哉は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「同会」という。）第19回総会（2019年3月23日開催）、および第21回総会（2020年3月22日開催）の議決に基づき、2019年4月1日から2020年3月31日までの期間について記載された同会の事業報告および貸借対照表、収支計算書等の計算関係書類（以下、「計算関係書類」という。）の内容について、同会理事会の職務執行状況を示す報告、説明および各種書類に基づいて監査を行いました。

それらについて、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

各監事は、事業報告および計算関係書類の内容について監査を行うにあたり、同会定款に基づいて理事会その他重要な会議に出席しました。

芝監事は、本会定款、規約、規程、規則に基づいて各担当理事、各委員会の長、事務局長および各担当者からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本会および各委員会において事業及び収支の状況を調査し、必要に応じて各委員会の長に対し活動の報告および説明を求めました。

さらに、会計担当理事および事務局担当者から報告および説明を受け、計算関係書類、附属明細書および証憑などの各種書類について検討を加えました。

伊地知監事は、主に会計報告に関する書類を精査し書面監査をしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告は、同会の事業執行状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算関係書類は、同会の予算執行および財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 計算関係書類、附属明細書および証憑は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 理事会の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは本会定款、規約、規程、規則に違反する重大な事実はありません。

3. 意見

(1) 本会諸規程の整備について

ここ数年で諸規程の整備ができました。また、諸規程は現在本会会員ホームページに掲載され、広く会員が確認できるようになりました。今後も必要な規程はすみやかに整備するとともに、デジタルデータの活用など、コスト負担が少なくなる工夫を進めて規程を活用してください。

(2) 予算策定と予算執行管理の適正化について

2017年度に公益法人向け専用ソフトに会計ソフトを導入し、2019年度は昨年度対比も見やすく法人全体の財務状況を確認しやすく改善されました。

予算執行管理の仕組みにも透明性が増していることは評価できますが、受託事業の

補正予算措置を実施することが定例になりつつあり、各種事業の計画と具体的な運営管理について、引き続き議論を深め、予算策定と予算執行管理の精度をより一層高めてください。

(3) 会事業の運営体制について

本会は、社会の要請に応じて公益性の高い委託事業や独自研修を企画運営しており、事業内容は年々変化しています。日本社会福祉士会に委託していた会員管理業務も2020年度より本会業務となり、膨らむ事務局業務に係るコスト管理は重要な課題です。

常勤の事務局員配置は適切に進みましたので、今後はオンライン会議の活用などを含め、理事会や委員会の会議運営コスト軽減に新たな視点で組んでいただきたいと思います。

また、収入における受託事業割合が増える中、新たな自主事業の開発と継続は安定した財源確保にとってもとても重要です。社会福祉士の専門性を社会的な生活課題解決に活かしていくために、地区ブロックや各種委員会等をむすびつけて新たな活動を模索していく必要があります。

さらに、自主事業の運営管理についても、理事、委員会および事務局との業務分担のルールを明確にして一部の会員や事務局に過重な負担になることなく、事業継続性も考慮して会員全体で成果を享受できるよう運営のあり方について検討をお願いします。

2020年5月6日作成

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
会長 岡本 和久 様

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 監事 伊地知 正治

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 監事 芝 拓哉